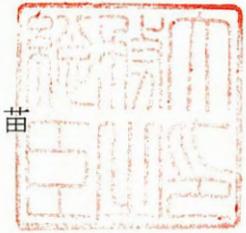




総政企第225号
平成27年10月26日

統計委員会委員長
西村清彦殿

総務大臣
山本 早苗



諮問第81号
社会生活基本調査の変更について（諮問）

標記について、平成27年9月28日付け総統労第101号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

諮問第81号の概要

(社会生活基本調査の変更)

社会生活基本調査の概要

調査の目的

国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動を調査し、仕事や家庭生活、地域活動等に費やされる時間など国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和51年から、5年周期で実施（平成28年調査は9回目）
 - 平成13年から、生活時間の回答方法について、従来のプリコード方式（調査票A）に加え、アフターコード方式（調査票B）を導入
- ※ 調査票A⇒あらかじめ行動の種類（20分類）が印刷された調査票に、世帯員各人が自分の行動を分類し、時間区分ごとに回答
調査票B⇒世帯員各人に時間区分ごとに行動の内容を自由に回答してもらい、集計の段階で、あらかじめ定められた基準に従って分類

調査期日

- 平成28年10月20日。ただし、生活時間の配分についての調査は、10月15日から23日までの9日間のうちの連続する2日間

調査範囲及び報告者数

- 全国の世帯及び世帯員
 - ・ 調査票A⇒約83,000世帯、世帯員約186,000人
 - ・ 調査票B⇒約5,000世帯、世帯員約11,000人

調査事項

- 調査票A
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間）
 - ・ 過去1年間における主な生活行動（学習・自己啓発・訓練、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽）等
- 調査票B
 - ・ 1日の生活時間の配分（2日間） 等

調査組織

総務省 — 都道府県 — 指導員 — 調査員 — 報告者

集計事項及び結果公表

- 調査票A（過去1年間における生活行動、1日の生活時間の配分に関する調査結果） ⇒ 平成29年9月末までに公表
- 調査票B（1日の生活時間の配分に関する調査結果） ⇒ 平成29年12月末までに公表

社会生活基本統計の利活用状況

行政施策上の利用

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進における利用
「仕事と生活の調和が実現した社会」の実現に向けた取組の推進のための数値目標、ワーク・ライフ・バランスの実現度指標
- 男女共同参画推進における利用
男女共同参画社会の形成に向けた成果目標・参考指標
- 少子化・高齢社会対策における利用
男性の育児参加の促進のための参考指標、高齢者介護や乳幼児保育に関する生活時間の分析

国際比較のための利用

- 国際比較のためのデータの提供
経済協力開発機構 (OECD) における社会状況等に係るOECD加盟国間の比較のためのデータの提供

地方公共団体による利用

- 男女共同参画推進における利用
都道府県における男女共同参画計画の策定の基礎資料
- 少子化・高齢社会対策等における利用
少子・高齢化対策、子育て支援、文化振興・地域振興・生涯学習・スポーツ振興等の施策立案のための基礎資料

諮問に係る論点（目次）

- 1 今回の申請における主な変更点
 - 1-1 調査事項の変更
 - 1-2 調査方法の変更
- 2 前回答申時の課題への対応
- 3 基本計画との関係